

研究ノート

「革命」としてのゴールト判決とアイデンティティをめぐる政治

秋 本 光 陽

Abstract

This article analyzes the sociological implication of the Supreme Court of the United States decision on Gerald Francis Galt case. In particular, we examine its identity politics on juvenile delinquents (i.e, how to apply identity categories to juvenile delinquents), and legal conflicts over their classification in juvenile courts. In previous studies, the significance of the Gault decision has been evaluated and interpreted in light of the political trends in 1960s. Rather, we discuss the sociological meaning of the decision itself as a 'procedural revolution' in changing categorizations of juvenile delinquents and acknowledging their socio-legal membership.

Key words: the Gault decision, identity politics, procedural revolution

1. はじめに

本稿の目的は、ジェラルド・フランシス・ゴールト事件に対する合衆国連邦最高裁判所判決（「ゴールト判決」）がどのような意義とインパクトを持っていたのかという点を、非行者のアイデンティティをめぐる政治に焦点を合わせて考察し直すことにある。具体的に言えば、本稿は主に連邦最高裁判所の判決文を素材に、少年裁判所と連邦最高裁判所による非行少年へのアイデンティティ・カテゴリーの適用の仕方とそれをめぐる対立関係について検討を行うものである。この作業を通じて、ゴールト判決は司法制度の中で非行少年に適用されるべきカテゴリーとその集合を変革させ、社会・法的なメンバーシップを公的に承認したという点において、1つの「革命」としての意義を持っていたことを示す。

アメリカ少年司法制度は1960年代以降、従来のパターンリスティックな保護原理が批判の俎上に載せられ、根本的な変革を余儀なくされた。その変革を生み出した代表的な出来事が有名なジェラルド・フランシス・ゴールト事件であり、この事件に対する判示を行った合衆国連邦最高裁判所による「ゴールト判決」（1967年）であった。約半世紀前に出されたこの判決は、少年裁判所制度における少年の手続的保障を打ち立て、少年裁判所判事による従来のパターンリスティックな

役割を権利という概念によって大幅に排除する裁判上の積極主義の時代を切り拓いたものとされることから、アメリカ少年裁判所制度の根本的刷新をもたらす「手続的革命」(ワードル 2001:138)であったと見られている。

ゴールト判決をはじめとする合衆国連邦最高裁判所による一連の判決は日本にもほぼリアルタイムに伝えられ、その後の少年司法制度のあり方に影響を与えたものとされている。1970年代以降の日本の少年司法制度では、第1に、家庭裁判所において少年審判手続きに対しても適正手続き(due process of law)の法理が妥当するとの考えが一般的に定着したこと、第2に、最高裁判所が家庭裁判所における伝統的理解を超えて少年の権利を保障するための判決を出したことによって、デュー・プロセス派に力を与えるとともに、家庭裁判所の実務に対して指導的な役割を果たしたことが指摘されている(平場 1989:1)。

その一方で、ゴールト判決以降(Post-Gault Decisions)の少年司法制度は、全体的な趨勢として、制裁を第一義的な目的とする成人の刑事司法システムへと接近し、非行少年の矯正へと向けられた従来の哲学から遠ざかっているとの指摘もしばしばなされてきた。法学者のエリック・クラインは、少年司法制度の主たる関心が非行少年個人の治療と更生から社会公共の治安維持と説明責任へとシフトしてきたと述べた上で、合衆国上院議員であるジョン・アシュクロフトの発言を紹介している(Klein 1998:382)。上院議会でのアシュクロフトの発言は若年の暴力犯および累犯者(violent and repeat offender)から社会の治安秩序をどのように保護すべきかを論じたものであったが、以下のように彼の批判の矛先は直接的には少年裁判所制度の思想それ自体に向けられていた。

今日、私たちは無声映画の時代に作られた少年司法制度とともに生活しております。私たちは、犯罪被害者に向かって望ましくない場所や時間にいたことを責め立てる一方で、少年テロリストの方に向き直って抱きしめ、きわめて優しい口調で「心配はいらないよ。国が君を治療してあげるからね(Don't worry, the State will cure you.)」などとその耳元に囁きかけるような少年司法制度とともに生活しているのであります。(Congressional Record-Senate, 1997, Jan 21:S145)⁽¹⁾

ゴールト判決に対する解釈や評価は、少年司法制度の社会学研究においても蓄積されてきた。たとえば、アンソニー・プラットは『児童救済運動』の中で、当時のマスメディアがゴールト判決を「抜本的な改革」などと評したことに反して、若干の修正を除けばこの判決が少年裁判所制度全体を変革することはないとの評価を下している。プラットによれば、1960年代前半においてすでにニューヨーク州やカリフォルニア州、イリノイ州で新たな少裁判所法が成立しており、それらの法改正はじつは連邦最高裁判所の判断を見越して行われたものであったという。そのためこれらの都市の少年裁判所当局者にとって、少年司法の法律化を目

指すゴールト判決の判断は、別段驚くに値しない当然の帰結であったことを指摘している (Platt 1977=1994:155-156)。

またアメリカ少年保護制度の歴史の変遷を描き出した徳岡秀雄は、ゴールト判決を「不信の時代」および「小さい政府」に象徴される1960年代という時代精神の中に位置づけながら読み解いている。徳岡によれば、1960年代のアメリカ合衆国においては制度への信頼を前提とした国家主導型改革路線が終焉に迎い、既成制度 (エスタブリッシュメント) への不信を拡大させるとともに、スチューデント・パワーやブラック・パワー、子どもの権利拡大運動などの数々の運動が生み出された。そして制度一般への不信感や権力に対する徹底した否定は、当然ながら国親思想に支持される少年司法制度にも向けられた。このような社会状況において出されたのが、ゴールト判決をはじめとする連邦最高裁判所の一連の判決だったのであり、従来の保護や矯正の思想が時代・社会の従属変数とすれば、ゴールト判決が要請した法の適正手続きと権利保障という思想もまた、1960年代という時代・社会状況の従属変数であったことを指摘する (徳岡 1993:189-210)

リン・ワードルもまた別の視角から、ゴールト判決が置かれていた当時の制度的文脈を読み解いている。ワードルは、1960年から1970年代にかけて行われた連邦最高裁判所による少年裁判所への厳しい批判それ自体が妥当性と根拠を持つことを認めつつも、それらの批判が行われたタイミングに留意すべきであると指摘する。1960年代以前の少年裁判所は、子どもに関する問題のみを扱う裁判所として確立しており、伝統的な当事者主義を採用する司法システムにとって大きな脅威とは見られていなかった。ところが1960年代以降、離婚および関連する家族法事件全般を扱うための上級裁判所として「家庭裁判所」の創設を求める運動が立ち上がる。家庭裁判所構想は、従来の法的な救済手段に替えて治療的な救済手段を求めるという点で、そのひな形はセラピストやソーシャルワーカー、カウンセラーを擁する少年裁判所に設定されていた。そのためアメリカ少年裁判所の歴史はそもそも「他の既存機構の利益の保全をめぐる歴史」だったのであり、ゴールト判決における連邦最高裁判所の真の標的は、少年裁判所というよりも当時提案されつつあった家庭裁判所構想に向けられていたという (ワードル 2001)。

このように従来の社会学研究においては、ゴールト判決の持つ意義や変革としてのインパクトが、1960年代当時の裁判所制度の動向や社会・政治的文脈との関連で解釈・評価されてきた。言い換えれば、それらの研究は主として判決の「外部」の政治的動向に着目するものであったといえる。もちろん上述の先行研究群を統合的に把握すれば、少年裁判所と連邦最高裁判所、そして両者の関係性を生み出した1960年代の社会・政治的状况との相互関係が明らかにされる点で、その意義は決して小さいものではない。しかしながら、ゴールト判決が持っていた意義や変革としてのインパクトを評価する視点はそれだけに尽きるのだろうか。「不正義を訴える叫びは人間が行うことのできる最も重大な主張のひとつである」 (Matza 1964:102) とするならば、法廷においてその訴えがどのような地点か

ら発せられるのかという点、またその訴えがどのようにして承認を得ていくのかという点を明らかにすることも社会学の重要な探求課題となるはずである。そこで本稿は、ゴールト判決の「内部」、すなわち非行少年のアイデンティティをめぐる政治へと焦点を合わせてこの問題を探りたい。

2. 本稿の視点

ハーヴェイ・サックスが「革命的カテゴリー (revolutionary category)」について述べているように、支配的なカテゴリーは基本的に人びとが現実をどのように理解するのかを規定するものであるがゆえに、「人々の現実の見方を変革しようとするれば、明らかにそれは1つの革命なのである」(Sacks 1979=1987:25)。したがって、社会変動の重要な局面を解明するためには、カテゴリー集合の配置やそれらの使われ方、カテゴリーの構成要素についての知識、カテゴリー適用規則の変化、カテゴリー属性の変化などを解明すべきことが必要な作業となる(Sacks 1979=1987:36)。このような視角を踏まえつつ、本稿ではさらにデイヴィッド・マツァが展開した少年司法制度に関する議論を援用したい。

マツァは古典理論として知られる漂流理論 (drift theory) の中で、非行少年たちが法律に対する道徳的絆を弱めていく事態に着目している。このような事態を生み出す条件の1つとして、マツァは司法制度に対する「不正義の感得 (sense of injustice)」を挙げている。マツァによれば、不正義の感得とは、主として少年裁判所において見られる思想と実務との食い違いに起因するものである。少年裁判所は一方で、実証主義的科学観に裏付けられたハードな決定論を採用する。この決定論の思想のもとで、非行少年は「児童少年」として同定された上で、個々人の非行行動の原因説明作業が行われていく。だが他方で、少年裁判所はその実務において数多くの事案を効率的に処理することが要請されてもいる。その際に少年裁判所の実務家は、少年個々人の抱える問題状況に即した個別的处理を理想とする思想とは裏腹に、じつはその前提として形式的な法の原則に則り、実行された行為の程度に即して非行者を分類している。このような両義性 (アンビバレンス) を感知することによって、非行者は司法制度の不正義に対する不満を強めて法に対する道徳心を弱めていく、というのがマツァの見解である (Matza 1964:101-151)。

このように、マツァが「漂流 (drift)」ないし「漂流者 (drifter)」という概念を用いて呈示しようと試みたのは、非行者たちを何者かとして分類してその存在を構成する、アメリカ少年司法制度の中で行われる諸実践を詳細に描き出すことであったと言える(秋本 2016)。それらの諸実践を解明する必要があるのは、少年司法制度内部で伝統的に争われてきた審理対象——行為か行為者か——をめぐる問いもまた、非行者をどのようなカテゴリーのもとで同定するかという手続きと分かちがたく結びついているからである。本稿では以上の視角を基本に据

えて、ジェラルド・フランシス・ゴルト事件およびこの事件に対する連邦最高裁判所の判決を読み解くことを通じ、その意義と変革としてのインパクトを考察していく。

3. ゴルト事件における事実関係と審理過程

まずは合衆国邦最高裁判所による判決文⁽²⁾に従って、ゴルト事件の事実関係および審理過程について確認しておこう。1964年6月8日の午前10時頃、ジェラルド・フランシス・ゴルト（以降ジェラルドと記す）とその友人であるロナルド・ルイスはアリゾナ州ギラ群で保安官によって身柄を拘束された。保安官による2人の少年の拘束は彼らの近隣に住むクック夫人の口頭での告訴に基づいて行われた。クック夫人の告訴によれば彼女のもとに1人もしくは数人の少年たちからの電話があり、その内容がセックスに関する非常にみだらで猥褻なものであったという。なお、ジェラルドは当時、女性のハンドバッグから財布を盗んだ少年と交友していたとの理由で6か月間の保護観察に付されている最中であった【In re Gault, 387 U.S. at 4, 以降【 】内は判決文の項数を示す】。

ジェラルドが連行された当日に彼の両親は仕事で家を空けていたのだが、その留守宅には息子が身柄を拘束されたとの連絡は一切残されておらず、また逮捕されたことを父母に知らせるための手続きも取られていなかった。ジェラルドの保護観察官であったフラッグは6月9日の第1回審判当日、少年裁判所に申請書を提出していたが、この申請書もまたゴルト家には送られてはおらず、彼の家族はその申請書を目にもしていなかった。もっとも、この申請書はあくまでも形式的なもので、司法権発動に伴う具体的事実関係には触れられてもいなかった。申請書には単に「本少年は18歳未満の者であり、貴裁判所による保護が必要です。本少年は非行少年です」と記されていたにすぎなかった。結局、アリゾナ少年裁判所は「十分な聴取と適切なる考慮を行った結果として当裁判所は本件未成年者が非行児 (delinquent child) であると認定した」と述べた上で、彼が未成年者である期間中（アリゾナ州の規定では21歳までのあいだ）州立職業訓練学校に収容するという決定を下したのである【7-8】。

ゴルト事件の審理過程における最大の問題は、ジェラルドの供述を聞いた母親、保護観察官のフラッグ、そしてアリゾナ少年裁判所のマギー判事のあいだで、今回の事件に関する事実関係の説明に食い違いが生じていたことにある。まず6月9日の第1回審理手続きにおいて、ジェラルドの母親は、息子は単にクック夫人宅の電話番号を回したにすぎず、その後は友人のロナルドに受話器を渡したと述べていると証言した。それに対して保護観察官のフラッグは、ジェラルド自身がすでにクック夫人に対してみだらで卑猥な言葉を述べたことを認めたと証言した。さらにはマギー判事も、ジェラルドがクック夫人に対するみだらで卑猥な言葉の一部を述べたことについては認めたとの主張を行った。また6月15日

の第2回審理においても、各々の証言は微妙に食い違っている。ジェラルドの両親は先ほどと同様に息子は電話ダイヤルを回しただけであり、クック夫人と言葉を交わしたのは友人のロナルドであると主張した。フラッグはジェラルドがみだらで猥褻な言葉を話したことを認めなかったとの証言に同意を示した。他方でマッギー判事は、ジェラルドがみだらで猥褻な言葉の一部を話したことについては今回も認めたが、それ以上にひどい言葉を使ったわけではないと供述したとの証言を行った。この期間中、告訴当事者であるクック夫人はいずれの審判期日にも出廷していない【6-7】。

その後、1964年の8月3日にアリゾナ地方裁判所において人身保護令状請求の審理が行われた。アリゾナ地方裁判所での人身保護令状請求には、証人としてマッギー判事も出廷している。マッギー判事は、ジェラルドを非行少年（非行児）と認定した理由について尋ねられた際に、以下のような非常に曖昧ともとれる証言を行っている【59 (Footnote 5)】。

裁判官：なるほど。ところで判事、あなたは法律のうちどの条項によって、つまり制定法のどの条項に基づいてこの少年を非行者と認定したのかを教えてください。

マッギー判事（証人）：はい。この少年の行為は秩序違反 (disturbing peace) の罪に該当すると思います。私には法律のどの条項に当たるかを指摘することまではできません。けれども他人の面前でみだらで猥褻な言葉を使用する者はそのような罪に該当することになっておりまして、これが法律だと申し上げることはできます。また誤っている可能性もありますが、電話を介した場合でも他人の面前で行ったものと同様に解釈されると考えられます。これが1つ目の条項です。少年を非行者と認定したもう1つの条項は、常習的に不道德な行為を行う者 (habitually in immoral matters) について規定している法第8章第201条 (d) 項です。

マッギー判事が掲げた2つの条項のうち、前者はアリゾナ州修正法第13章第377条 (Arizona Revised Statutes § 13-377) を指している。この条項には「女性または児童の面前において、あるいは彼／女らに聞こえる場所において卑猥、口汚い、下品な言葉を使用した者は、軽罪として処罰される」ことが規定されている。また後者の条項は、マッギー判事が指摘したようにアリゾナ州修正法第8章第201条 (Arizona Revised Statutes § 201-6 (a)) に定められており、「州の法律、または地方公共団体の条例もしくは規則に違反した者」を「非行者」と認定することが記載されている。マッギー判事は、ジェラルドを非行者と認定した根拠について尋ねられた際に、2年前の1962年7月に彼は他少年の野球グローブを盗んだ上、警察に虚偽の供述を行ったかどで少年裁判所送致を受けたことがあるという事実、また今回の事件以外にも何回かいたずら電話をかけたことがあると

いう事実を挙げた。2年前の窃盗事件は物的証拠に乏しく審判不開始決定がなされたのであるが、マギー判事は今回の事件とも関係のある事柄だと考えたようである【9】。

しかしアリゾナ地方裁判所は人身保護令状請求を棄却し、事件は再びアリゾナ州最高裁判所へと持ち込まれた。アリゾナ州最高裁判所は、抗告人が以下の2つの論点を主張していることを認めた。第1に、アリゾナ州少年法は少年とその両親に被疑事実を告知すること、また審判期日について告知することを求めてはならず、さらには上訴も認めていないことは、合衆国憲法に違反するものである。第2に、今回の事件においてジェラルドについて行われた審理手続きと処分決定は、彼の被疑事実と審判期日についての正式な告知がなされなかったこと、さらには弁護人を依頼する権利、証人との面会を求める権利、黙秘権などの憲法上の諸権利について告知がなされていないことが、宣誓のない伝聞証拠を採用したこと、審判手続きに関する正式な記録を作成していなかったことなどは、法の適正手続き保障の侵害に当たるものである。アリゾナ州最高裁判所はこれらの論点を整理し詳細な意見を述べたものの、地方裁判所による人身保護令状請求の棄却決定をそのまま維持した。こうして抗告人はアリゾナ州少年法およびゴルト事件に対するその適用の無効性をめぐって、ついに合衆国連邦最高裁判所の判断を求めるに至ったのである【9-10】。

4. 合衆国連邦最高裁判所の判示とそのインパクト

(1) パターナリズムの正当性 —— 「児童少年」としての非行者

たしかに、ゴルト事件と通常の刑事事件との根本的相違は、あくまでも成人に与えられるはずの権利保証がジェラルドに対しては与えられなかったことにある。また先述したように、法定刑も通常であれば5ドル以上50ドル以下の罰金あるいは2か月以下の懲役であったことに對し、15歳という年齢において彼は6年間の長期拘束を言い渡された。簡素な審判手続きと長期の収容処分決定は、ジェラルドが18歳以上であれば不可能であったにもかかわらず、彼が15歳であったがゆえに可能であると判断されたわけである。連邦最高裁判所のフォータス裁判官もつぎのように述べる。「成人に対する州の処遇と少年に対する処遇のあいだにはこれほどまでに深い断絶があるのだから、単なる見せかけの言葉よりもはるかに強固な橋渡しが必要であり、お決まりの文言 (cliché) ではない、きちんと納得のできる理由が要請されることになる」【29-30】。

ただし注意が必要なのはつぎの点である。すなわち、少年を犯罪者と同定することが回避され、児童少年として手厚く保護されるような別の存在と同定されるのであれば、彼らから法的主体性が剥奪され、成人同等の諸々の権利保障が認められないこと自体が一概に問題であるとは言えないことである。別の言い方をすれば、少年が犯罪者とは異なる別のカテゴリーへと包摂される以上は、素朴に成

人と比較した上で司法上の諸権利が認められていないことに異議を申し立てたり、現行少年司法制度の恣意性を主張したりすることは有効な批判ではないだろう。刑事処罰ではなく保護原理に基づく特別な処遇が与えられるのであれば、司法制度を通じて成人犯罪者と児童少年としての非行少年が置かれる社会的現実もあらかじめ異質なものとして分節化されうる。法の生み出す不均衡が明確で合理的な目的へと結ばれているかぎり、それらの決定の違いは不正義を意味するというよりもむしろ、法の日常的運用に不可欠な要素となるからである (Cahn 1949: 14・15)。

フォータス裁判官も、このような「高潔なる動機と知性的な衝動が合流し、わが国の法律においてかつて例を見なかった特異な少年法制が誕生するに至った」

【17】として、概ねつぎのように述べている。アメリカ少年司法制度の伝統的思考に従えば、少年はもとより少年裁判所によるパターンリスティックな干渉によって失うべき権利を持っていないのであるから、今回のアリゾナ州による介入もジェラルドの権利を剥奪することにはならないだろう。なぜなら、アリゾナ州によるジェラルドに対する介入は、あくまでも児童少年に対して「保護されるべき権利 (a right not to liberty but to custody)」を保障するために行われたにすぎないものだからである。もしこうした論拠に立つのであれば、少年に対する手続きは刑事というよりも民事と言うべきものであり、アリゾナ州が少年の個人的自由の剥奪に伴う制約を受けることもないわけである。

(2) 不正義を訴える地点——「法的主体」としての非行者

しかしながら、少年裁判所が用いる「児童 (child)」や「青少年 (juveniles)」というカテゴリーやこれらのカテゴリーと結ばれてきた家庭環境などの非行原因論は、実証主義的科学観のもとで構成されてきたものであった。それは非行少年本人あるいはその家族が彼のアイデンティティや行為に対して適用してきたものではない。何よりも、ジェラルドが供述において「自分は電話のダイヤルを回したにすぎない」であるとか「あくまでも猥褻な言葉の一部しか話していない」などと弁明していたことは、そこで用いられているのはほかでもなく法律に違反するか否かという行為規準であることを示している。もっとも前章で述べたように、事実関係に関するジェラルドの供述内容にはぶれが生じている。けれども供述内容が変化するという自体に、ジェラルドがそのつど自分が法律に違反しているか否かをめぐって争う (ことのできる) 主体であることが示されてもいよう。

ジェラルド本人ないし彼の家族にとっての問題は、彼が「何 (what)」を「どのように (How)」行ったのかという点に存在するのであって、決して少年裁判所の実証主義科学観のもとで追及されてきたような「なぜ (Why)」という非行原因論ではない。実際、ジェラルドは自らの行為に関して弁明を行うことを通して、自分自身が年齢軸に即して分類され配列される児童・青少年/成人というカテゴリー集合においてではなく、遵法者/違法者という集合に置かれるべきこと

を呈示しているのである。マツァは非行者に関するこのような事態を指して、「法律至上主義」と表現している。

非行少年による正義の規準は、特別というほどではないにせよ厳格である。彼が行う弁明はしばしば、あまりにも法律至上主義 (unduly legalistic) のように見える。だから私たちは、非行少年が単に自分自身の利益に専心していると考えるのである。〔中略〕非行少年による犯罪の定義は犯罪の社会学的定義からは距離があるものの、法律が明示しているものとは重なり合っている。その意味では、非行少年の犯罪の概念は徹底して法律至上主義的なものである。(Matza 1964 : 103)

もちろん、マツァが非行者は法律至上主義であると述べるのは、非行少年が法律に関する専門的知識に習熟していることを主張するためではない。また彼らが事前に法律の抜け道を熟知した上で、常習的に違法行為を行っていることを主張するためでもない。そのベクトルは逆であり、マツァの着眼点はむしろ、社会成員の常識知 (common sense) を基盤とすることによって近代の刑事法体系が構成されてきた事実にある (Matza 1964 : 72-74)。したがって上述の「法律至上主義」という表現は、非行少年がその振る舞いにおいて法的主体たりえているということだけではなく、法的主体であることにおいてすでに彼らがまぎれもなく社会の一成員として存立していることをも示している。非行少年による不正義の訴えは、このような地点から発せられているものとして聴くことができる⁶⁾。

連邦最高裁判所が「私たちの憲法下では、少年であることはカンガルー裁判 (kangaroo court) を正当化するものではない」【28】として少年裁判所を厳しく批判するのも、ただ単にジェラルドが15歳の児童少年であるがゆえに司法制度上の権利保障が剥奪されていたからではなかった。フォータス裁判官が指摘するように、保護原理に立脚した少年裁判所の伝統的思考のもとで少年を「非行少年 (delinquent)」として分類するのであれば、ジェラルドのように働いている父母と1人の兄を持つ場合には、家庭の中でしっかりと訓戒・監督することができるか否かという点について綿密な調査が行われ、その調査に基づいて処分決定が行われたに違いない⁶⁾。それにもかかわらず「非行少年」という言葉へと結びつけられる烙印が、実際には「成人に対して適用される『犯罪者』という言葉のそれともほとんど変わらないものになっている」【23】。マツァも指摘するように、単に少年事件の審理場面において法の形式性が蔑ろにされていることではなく、法の形式性 (principle of offense) が実際には作動しているにもかかわらず、その事実が少年裁判所の哲学として掲げられる「個別的正義の原則 (individualized justice)」のもとで不透明にされてきたことが問題なのである (Matza 1964 : 132-133)。アリゾナ少年裁判所で採られたジェラルドの調査記録に関して、フォータス裁判官は以下のように指摘する。

実際のところ、私たちのもとに差し出された調査記録を見るかぎり、本件の少年裁判所判事が目を向けたのは学業成績 (school work) であるとか「父さんと一緒にグランド・キャニオンに行きたい (wanting to go to...Grand Canyon with his father)」という本件少年とのあいだで交わされたいくらかの会話以外には、刑事事件の訴追において決定されるような事柄ともほとんど違いはなかったのである。【28-29】

かくして連邦最高裁判所は、裁判官7対2の多数意見のもとで、アリゾナ少年法およびジェラルドへのその適用が無効であるとの判示を行った。この判断の重要性は、少年がどのような地点から不正義の訴えを行っているのかに注意を向け、その訴えの主張に対して公的な承認を与えたことにある。少年裁判所が非行少年たちを「児童」や「青少年」と同定し、「なぜ (Why)」という非行原因に関する問いを表面上掲げてきたことに対して、連邦最高裁判所によるゴルト判決は、ジェラルドを違法者／遵法者という集合のもとで取り扱うべきことを認め、社会成員としての正義の規準に適合する「何 (What)」を「どのように (How)」行ったのかという問いを少年事件の審理の場に取り戻した。非行少年に適用されるべきカテゴリーとその集合を変革させて彼／女らの社会成員としてのメンバーシップを公的に承認したという点、また少年司法制度における基底的な問題設定を変革させたという点において、たしかにゴルト判決は1つの「革命」としての意義やインパクトを持っていたと解されるのである。

5. 結びにかえて

本稿では、ゴルト判決が持つ意義や変革としてのインパクトについて議論を行ってきたのであるが、以上の議論それ自体が持つ政治性についても注意を向ける必要があるだろう。それはちょうどマツァ自身が「少年裁判所とその処遇上の観点について厳しい批判を行うと、保守主義者ら (the reactionaries) がこの批判に飛びついて、彼ら自身の悪意のある目的のために利用するだろう」(Matza 1964: 177, Notes 1) と危惧していた事態にも重なる。たとえば冒頭で引用した合衆国上院議員のジョン・アシュクロフトは、少年司法制度は慈悲深い歪曲を通して、少年を本質的には道を踏み外したにすぎない善良な「子ども (good kids)」と捉え続けてきたにもかかわらず、実際の少年らは若年の侵略者 (juvenile predators) にすぎないのだから、「犯罪者 (criminals)」そのものとして捉えるべきことを主張する。また少年を犯罪記録の烙印から保護することばかりが議論されているが、そのような議論は若年犯罪者を甘やかすことにほかならないのであり、少年司法制度が用いる美辞麗句と現実とをきちんと見分ける必要があるとも述べる (Congressional Record-Senate, 1997, Jan 21: S145)。このような主

張がなされる時、その論拠はまさしく以下のように示されるのである。

そのような若年犯罪者が何度も犯罪行為を繰り返しているのは、少年時の記録が「秘密のヴェール (veil of secrecy)」のもとで隠蔽されることをよく心得ているからなのです。彼らはまた、自分たちが18歳の誕生日を迎えた暁には、成人犯罪者としての第2のキャリアが開始されうるということも知っているわけです。それはあたかも若い頃には犯罪行為に手を染めたことなどない、というようなものなのです。(Congressional Record—Senate, 1997, Jan 21: S145)

ゴルト判決がもたらした手続き的な革命やその帰結は、いわば回転軸のような役割を果たしている。この判決はたしかに一方で、非行少年を児童少年というカテゴリーのもとで理解することを要請する思想を掲げつつも、じつは手続きにおいては犯罪の原則が前提となっているという少年司法制度に内在する両義性(アンビバレンス)の問題を公のもとに提出した。また非行少年自身が法的な規準に従って自らの正義、あるいは司法制度の不正義を訴えていることについても示された。だが他方で、それらの議論は同時に、非行少年たちが法的知識をすでに十分備えており、法の免責条項に照らして自らの行為を遂行しているという厳罰派の見解を支持する論拠としても利用されてきたのであり、今後もまたその可能性へと開かれている。

註

- (1) 合衆国上院議会録 (<https://www.congress.gov/congressional-record/1997/01/21/senate-section/article/S145-1?>) を参照。
- (2) 連邦最高裁判所による判決文は Justia US Supreme Court Center において公開されているものを使用した (<https://supreme.justia.com/cases/federal/us/387/1/case.html>)。
- (3) これは、戦後日本の少年司法制度においても提出されてきた論点である。家庭裁判所判事であった小野慶二は「保護処分の本質が何であれ、少年がそれをどう感じるかは別問題である」として、つぎのように主張している。「無実の少年を犯罪少年と認めて保護処分に付することは、彼に正義を裏切られた感じを与え、益々権威に対する信頼を失わせ、反抗を助長するであろう。少年が犯罪をかくしおこせた場合には、彼は裁判所を甘く見、一層法律を軽視する傾向を促進するであろう。……いずれにせよ、かような考慮を細心に伴わなければならないことは刑事裁判と同様であつて、その基礎となるのはやはり犯罪事実の正確な認定である」(小野 1950: 142)。
- (4) 非行少年が抱く不正義に対する不満は、当然ながら法廷の場だけではなく処分の収容先においても重大な問題となる。フォータス裁判官もまた「少年を

取り囲む世界は、父母やきょうだい、友人、同級生に代わって、看守や監視人、州の職員、わがままで放埒な者から強姦や殺人に手を染めた者まで様々な理由で収容されている『非行者たち』から成り立っている」[27]と述べ、いくらか婉曲的な名称が使われていたとしても、彼らの収容先はほかでもなく拘禁施設であるという事実に注意を促している。

文献

- 秋本光陽, 2016, 「少年司法制度研究に対する漂流理論の意義——D. Matzaによる柔らかな決定論の再検討を通して」『現代社会学理論研究』10: 76-88.
- Allen, Francis A., 1964, *The Borderland of criminal Justice: Essays in Law and Criminology*, University of Chicago Press.
- Cahn, Edmund N., 1949, *The Sense of Injustice*, New York University Press.
- DiFonzo, J. Herbie, 1994, “No-Fault Marital Dissolution: The Bitter Triumph of Naked Divorce”, *San Diego Law Review*, 31:519-554.
- Klein, Eric, 1998, “Dennis the Menace or Billy the Kid: An Analysis of the Role of Transfer to Criminal Court in Juvenile Justice”, *The American Criminal Law Review*, 35 (2):371-410.
- Matza, David, and Sykes, Gresham M., 1961, “Delinquency & Subterranean Values,” *American Sociological Review*, 26 (5):712-719.
- Matza, David, 1964, *Delinquency & Drift*, Wiley.
- 小野 慶二, 1950, 「少年保護事件における犯罪事実の意義」『家庭裁判月報』12: 132-144.
- Platt, Anthony M., 1977, *The Child Savers: The Invention of Delinquency* [2th ed.], The University of Chicago Press. (=1994, 藤本哲也・河合清子訳『児童救済運動——少年裁判所の起源』中央大学出版会.)
- Sacks, Harvey, 1979, “Hotrodder: A Revolutionary Category”, G Psathas ed., *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*, Irving Publisher: 23-53. (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一訳「ホットロッダー——革命のカテゴリー」『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房.)
- 徳岡秀雄, 1993, 『少年司法政策の社会学——アメリカ少年保護変遷史』東京大学出版会.
- ワードル, リン, 2001, 「アメリカ少年裁判所制度の歴史的, 社会・政治的概観」『少年法のあらたな展開』有斐閣, 117-152.